

平成23年8月22日

川口市議会議長

篠田文男様

議会運営委員長

板橋智之

都市行政視察報告書

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 視察年月日 | 平成23年8月17日～19日 |
| 2 | 視察都市 | 旭川市、富良野市、帯広市 |
| 3 | 視察事項 | 別紙資料のとおり |
| 4 | 視察参加者 | 篠田議長、松本（進）副議長、
板橋（智）委員長、石橋副委員長、
柳田、木岡、宇田川、谷川、松本（幸）、
岩澤、田口、立石、大関、関口、
金子の各委員 |
| 5 | 随 行 | 押田局長、金子課長、上村係長 |
| 6 | 所 感 | 別紙のとおり |

～ 所感 ～

去る平成23年8月17日(水)から19日(金)までの3日間にわたり、議会運営委員会の視察を行いましたので報告をいたします。

はじめに、今回の視察テーマは、本市の議会改革推進委員会の中でも議題となっております、議会基本条例について、さらに議会の活性化に向けた先進都市の取り組みについて学ばせて頂きました。

<旭川市>

1 議会改革について
(改革の状況)

議員定数削減。平成11年までに44名から40名に、平成15年に40名から36名に2回に渡り削減した。さらに費用弁償を平成19年に廃止。インターネット中継を平成19年より導入。政務調査費の用途を明らかにするため、平成18年4月より領収書を全面公開。海外視察を平成15年度以降凍結、平成23年海外派遣基準の廃止を決定。

2 議会基本条例について

(1) 検討委員会を設置しさまざま検討を始める
(平成21年10月)

・検討委員会 22回

学識経験者のアドバイス等

- ・ 講師を招いての議員研修会 1回
 - ・ 全議員協議会 2回
 - ・ 市民説明会 2回
- (2) 議会運営委員会が内容を引き継ぎ
(平成 22 年 11 月)
- ・ 議会基本条例の原案について整理
 - ・ 議案提出の準備
- (3) 旭川市議会基本条例制定
(平成 22 年 12 月)
- ・ 全会一致

* 市民に信頼される議会を目指す。

< 富良野市 >

1 議会改革について

(改革の現状)

平成 12 年 3 月に議会改革懇話会を設置。議員の海外派遣を凍結。常任委員会のあり方について等検討を行う。平成 15 年 6 月に議会改革懇話会を設置。議会改革懇話会のあり方について等検討を行う。平成 17 年 12 月議会改革特別委員会を設置。議員報酬を 10% 削減。議員定数を削減。一般質問における一問一答方式の導入。傍聴規則の改正。政務調査費・反問権の取り扱い整理など行う。平成 19 年 5 月議会改

革特別委員会を設置。議会開催の告示ポスターの掲示。議会独自のホームページの開設。ラジオによる代表質問の試験放送などを行う。平成21年3月議会改革特別委員会を設置。議会報告会の実施。議員倫理の明確化。反問権の取り扱いについて検討を行った。

2 議会報告会について

議会報告会は、委員会活動を含む議会活動について全地域に出向いて報告・説明を行い、議会活動や市政に対しての意見や提言に耳を傾ける市民対話の機会とし、「市民の意見を代表する機能」をより充実しようとするものである。報告会は毎年1地区1回実施を基本とするもの。報告内容は直近の議会報告のほか、意見・要望事項・質疑に対する処理状況など。周知方法としては、市の広報やFMラジオ等により周知、さらに議会名でチラシを作成し全戸配布している。

<帯広市>

1 一問一答方式について

平成20年3月より導入。60分以内で回数制限なし。(答弁を含む)。初回は登壇、2回目以降は質問席から質問。わかり易い議会をめざす。

2 議会基本条例について

第19次の帯広市議会がスタートした平成19年から本格的な取り組みが開始された。

(検討の基本方向)

- ①行動・提案する議会
- ②開かれたわかりやすい議会

議会改革の具体的項目は基本方向に従い37項目設定し、最初の2年は改革の実践、3年目は条例制定、4年目は条例の運用・検証を行う考えで4年間の年次計画を策定。検討項目を1つ1つ実践していくなかで基本条例をまとめた。要は如何に市民と議会が近づくかが大切なことである。

～ まとめ ～

今回の先進市視察ではたくさんの事柄を学んできました。市民の代表者である市議会は、市政発展に尽力すると共に、市民生活の向上を図り、より市民に親しまれ、市議会を身近に感じて頂く事が大切であります。視察の成果を発揮できるよう全力で取り組んで参ります。